

議会運営委員会の概要

1 議員の辞職願について

- ・森田議長から、先ほど石黒覚議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の辞職願が提出され、受理したことが報告された。
- ・辞職願の取扱いについて協議され、議員の辞職の許可を本日の本会議の最後に日程を追加し諮ることが了承された。

2 9月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和6年9月定例会追加提出案件」により説明があり、了承された。

3 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、資料「意見書（案）」により説明があり、了承された。

4 議員の派遣について

- ・事務局次長から、資料「議員派遣一覧表（案）」により説明があり、了承された。

5 討論の通告について

- ・議事調査課長から、資料「発言通告書」により、石川渉議員から議第125号に対して反対討論を行いたい旨の通告があったことが報告され、討論時間は3分と決定された。

6 議事日程第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により10月8日の議事日程の説明があり、了承された。

7 決算特別委員会の質疑者について

- ・議事調査課長から、資料「決算特別委員会質疑者一覧表」により説明があり、了承された。

8 閉会中の委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「閉会中の委員会開催について」により説明があり、了承された。

9 その他

(1) 海外政策課題調査報告書について

- ・事務局次長から、令和6年度の海外政策課題調査の報告書が提出されたことが報告さ

れた。また、10月4日の海外政策課題調査報告会においてその内容が報告されたこと、及び今後「山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領」に基づき、図書室に備え付け閲覧に供するとともに、山形県議会ホームページで公開することが説明され、了承された。

(2) 執行部からの報告事項について

① 今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、資料「今後専決処分を必要とする事項」により、石破総理大臣が10月9日に衆議院を解散する意向を表明しており、衆議院議員総選挙が15日公示、27日投開票の日程で執行される見通しとなっているが、投票用紙の印刷発注などは直ちに執行しなければならないことから、執行経費を計上する補正予算について、衆議院解散後、速やかに専決処分したい旨の説明があり、了承された。

② 「令和7年度政府の施策等に対する提案」のフォローアップについて

- ・みらい企画創造部長から、資料「『令和7年度政府の施策等に対する提案』のフォローアップについて」により説明があり、了承された。

10 本日の開議時刻

- ・直ちに開議と決定された。

11 議運再開時刻

- ・本会議休憩後、放送をもって連絡と決定された。

(休憩 午前10時46分～午後3時13分)

議会運営委員会の概要（再開後）

1 会派異動届について

- ・ 議事調査課長から、資料「会派異動届」により、県政クラブから所属議員を14名から13名に変更する届け出があった旨が報告され、了承された。

2 こども支援・女性若者活躍対策特別委員会委員の辞任について

3 人材活用・経済活性化対策特別委員会委員の選任について

4 山形県議会定数等検討委員会委員の選任について

- ・ 議事調査課長から、資料「こども支援・女性若者活躍対策特別委員会委員辞任申し出者一覧表」等により、今野美奈子議員から本日付けでこども支援・女性若者活躍対策特別委員会委員の辞任願いが提出されたことから、本日の本会議で辞任の許可が諮られること、現在欠員1名となっている人材活用・経済活性化対策特別委員会委員に同議員を選任することが諮られること、同じく1名欠員となっている山形県議会定数等検討委員会委員に阿部ひとみ議員を選任することが諮られることについて説明があり、了承された。

5 再開後の議事について

- ・ 議事調査課長から、資料「会議順序表（再開後）」により説明があり、了承された。

6 議席及び予算特別委員会委員席について

- ・ 議事調査課長から、資料「議席表」及び資料「予算特別委員会室配置図」により、先例に基づき石黒議員の席を空席とする旨の説明があり、了承された。

7 決算特別委員会の審査について

- ・ 議事調査課長から、資料「決算特別委員会分科会構成表（案）」により、厚生環境分科会を欠員1名とする旨の説明があり、了承された。

8 決算特別委員会委員席について

- ・ 議事調査課長から、資料「決算特別委員会配置図（案）」により、石黒議員の席を空席とする旨の説明があり、了承された。

9 山形県議会先例集の一部改正について

- ・ 議事調査課長から、資料「山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表」により、石黒議員の辞職に伴い基数に変更が生じるため改正を行う旨の説明があり、了承された。

10 その他

(1) 地域議員協議会について

- ・ 議事調査課長から、資料「令和6年度山形県議会地域議員協議会の日程について」により、庄内地域議員協議会の委員長が石黒議員であったことから、正副委員長を変更

する旨の説明があり、了承された。

1 1 次回議運開催日時

- ・ 11月6日（水）午前10時と決定した。

1 2 議運再開時刻

- ・ 議会運営委員会終了後、直ちに再開することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年10月8日（火）

午前 10 時

- 1 議員の辞職願について
- 2 9月定例会追加提出案件の概要について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 議員の派遣について
- 5 討論の通告について
- 6 議事日程第5号について
- 7 決算特別委員会の質疑者について
- 8 閉会中の委員会の開催について
- 9 その他
- 10 本日の開議時刻
- 11 議運再開時刻

令和6年9月定例会追加提出案件

1 提出案件（5件）

- (1) 令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (2) 令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (3) 令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (4) 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (5) 令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 提案理由

上記5つの公営企業会計において令和5年度に生じた利益剰余金の処分のため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するもの

意見書(案)

私学助成の充実強化を求める意見書

私立学校は、各々建学の精神に基づき、新しい時代に対応する教育を積極的に展開している。

一方、その経営においては、少子化による園児・生徒・学生の急速な減少、物価の高騰などにより、依然として厳しい状態が続いている。

このような状況の中、国は令和2年度から年収590万円未満の世帯の私立高等学校授業料の実質無償化を実現し、保護者の負担軽減に努めている。

しかしながら、私立高等学校の生徒については、授業料以外の納付金を含めた保護者の負担は大きく、こうした状況が、私立高等学校を選択する際の妨げとなっている。

厳しい環境にある私立学校の経営の安定性を高めるには、引き続き支援の充実強化を図る必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 物価の高騰による私立学校の負担増加に対する財政措置を継続すること。
- 2 施設の耐震化や教育環境維持のための設備の更新や改修に利用できる恒常的な補助制度を創設すること。
- 3 GIGAスクール構想の実現に向け、ICTに関する専門人材の配置を含むICT環境の整備に対する補助を拡充し、複数年度にわたり支援すること。
- 4 全ての世帯における授業料や納付金の実質無償化に向けて、私立高等学校等の実態に即し、保護者の負担軽減のための支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会総務常任委員長 五十嵐 智 洋

意見書(案)

令和6年7月25日からの大雨による被害を受けた中小企業・小規模事業者
に対する支援の充実強化を求める意見書

本県では、7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、特に県北部を中心に連続して発生した線状降水帯により過去最大の甚大な被害が発生した。

特に、中小企業・小規模事業者においては、建物や敷地への浸水により生産設備や機械装置等に大きな被害が生じており、旅館・ホテル等の観光業では、土砂崩れや浸水被害により、建物を含む施設・設備に甚大な被害が生じている。

本県においては、激甚災害の指定等を受け関係市町村等と連携し、被害状況の把握や応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、本県の商工業・観光業者の中心となる中小企業・小規模事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残る中、原材料費や燃油の高騰に加え、近年の異常気象による度重なる大雨被害により、事業者間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっており、本県産業の衰退が懸念される。

よって、国においては、被災事業者の一日も早い救済・経営再建のために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者の施設・設備の修繕や更新経費の助成など、事業の早期再開・継続に向け、「なりわい再建支援補助金」と同等の支援策を講じること。
また、自治体が独自の支援制度を創設した際の、自治体に対する財源措置の一層の充実強化を図ること。
- 2 被災した商工業や観光業における中小企業・小規模事業者の事業継続の意欲を維持し、地域の産業と雇用を守るため、事業継続に向け手厚い支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 　あて
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会商工労働観光常任委員長 相田 光照

議員派遣一覧表(案)

令和6年10月8日

番号	内 容
34	第179回全国都道府県議会議長会定例総会 (1) 目 的 本県議会が参加する上記の会議に出席するため (2) 場 所 山形市 (3) 期 間 令和6年10月31日(木) (4) 議 員 名 矢吹栄修
35	第24回都道府県議会議員研究交流大会 (1) 目 的 全国都道府県議会議長会が主催する上記の大会に出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和6年11月12日(火) (4) 議 員 名 橋本彩子、松井愛、阿部ひとみ、佐藤文一、相田光照、梶原宗明、能登淳一、矢吹栄修、加賀正和、田澤伸一
36	道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会等 (1) 目 的 上記の意見交換会等に出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和6年11月13日(水) (4) 議 員 名 石川正志、佐藤文一、梶原宗明、能登淳一、加賀正和、田澤伸一
37	東南村山地域議員協議会 (1) 目 的 村山地域(うち東南村山地域)の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため (2) 場 所 山形市 (3) 期 間 令和6年11月22日(金) (4) 議 員 名 石川渉、松井愛、鈴木学、伊藤香織、梅津庸成、遠藤寛明、遠藤和典、菊池文昭、矢吹栄修、吉村和武、高橋啓介、森谷仙一郎、奥山誠治

38	<p>西村山・北村山地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 村山地域（うち西村山・北村山地域）の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 寒河江市</p> <p>(3) 期間 令和6年11月22日（金）</p> <p>(4) 議員名 齋藤俊一郎、橋本彩子、阿部恭平、高橋弓嗣、能登淳一、加賀正和、榎津博士</p>
39	<p>最上地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 最上地域の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 新庄市</p> <p>(3) 期間 令和6年11月22日（金）</p> <p>(4) 議員名 石川正志、佐藤文一、小松伸也、伊藤重成</p>
40	<p>置賜地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 置賜地域の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 長井市</p> <p>(3) 期間 令和6年11月22日（金）</p> <p>(4) 議員名 相田日出夫、相田光照、青木彰榮、五十嵐智洋、柴田正人、渋間佳寿美、木村忠三、船山現人</p>
41	<p>庄内地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 庄内地域の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 三川町</p> <p>(3) 期間 令和6年11月22日（金）</p> <p>(4) 議員名 江口暢子、石塚慶、関徹、阿部ひとみ、今野美奈子、佐藤正胤、高橋淳、梶原宗明、田澤伸一、森田廣</p>
42	<p>米沢栄養大学・米沢女子短期大学学生と県議会議員との意見交換会</p> <p>(1) 目的 上記の意見交換会に出席するため</p> <p>(2) 場所 米沢市</p> <p>(3) 期間 令和6年11月29日（金）</p> <p>(4) 議員名 橋本彩子、相田日出夫、五十嵐智洋、矢吹栄修、吉村和武</p>

令和6年 10月 7日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県議会議員 石 川 渉



発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ <u>討論</u> ・一身上の弁明	
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)		答 弁 者
<p>1. 議第125号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてに反対</p> <p>(要 旨) 雇用が不安定化する懸念があり、住民サービスの後退につながる恐れがあるため反対する</p>		

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和6年10月8日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第5号、その他)	
2	< 開 議 > ○ 諸般の報告 (追加議案及び決算書等の送付)	
3	○ 議案及び請願上程 (議第117号から議第137号までの21件及び請願) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 討 論 1 番 石 川 渉 議員 ○ 議案採決 (1) 議第125号 (2) (1)を除く20議案 ○ 請願採決	起 立 簡 易 簡 易
4	○ 議案及び決算上程 (議第139号から議第143号までの5件及び17決算) ○ 説明(知事、会計管理者、企業管理者、病院事業管理者) ○ 決算特別委員会設置・議案及び決算付託	
5	○ 意見書案上程・採決 (発議第16号及び発議第17号の2件)	簡 易
6	○ 議員の派遣について上程・採決	簡 易
7	○ 議員の辞職について(日程追加) < 休 憩 >	簡 易
8	< 再 開 > ※再開後の日程については、議会運営委員会において再度協議 < 閉 会 >	
9	○ 本会議終了後の日程 決算特別委員会(予算特別委員会室)	

議 事 日 程 (第 5 号)

令和6年10月8日(火) 午前10時開議

- 第 1 議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算(第2号)
- 第 2 議第118号 令和6年度山形県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 3 議第119号 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議第120号 令和6年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 5 議第121号 令和6年度山形県電気事業会計補正予算(第2号)
- 第 6 議第122号 令和6年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 7 議第123号 令和6年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)
- 第 8 議第124号 令和6年度山形県病院事業会計補正予算(第1号)
- 第 9 議第125号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 10 議第126号 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 11 議第127号 漁港事業に要する費用の一部負担について
- 第 12 議第128号 基幹水利施設ストックマネジメント事業等に要する費用の一部負担について
- 第 13 議第129号 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について
- 第 14 議第130号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について
- 第 15 議第131号 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について
- 第 16 議第132号 港湾事業に要する費用の一部負担について
- 第 17 議第133号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について
- 第 18 議第134号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第 19 議第135号 山形県総合文化芸術館(文化機能)の指定管理者の指定について
- 第 20 議第136号 山形県県民の森の指定管理者の指定について
- 第 21 議第137号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について
- 第 22 請願
- 第 23 議第139号 令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 24 議第140号 令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 25 議第141号 令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 26 議第142号 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 27 議第143号 令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 28 令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算
- 第 29 令和5年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算
- 第 30 令和5年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算
- 第 31 令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 第 32 令和5年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 33 令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算
- 第 34 令和5年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 35 令和5年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算
- 第 36 令和5年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

- 第 37 令和5年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算
- 第 38 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 第 39 令和5年度山形県流域下水道事業会計決算
- 第 40 令和5年度山形県電気事業会計決算
- 第 41 令和5年度山形県工業用水道事業会計決算
- 第 42 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計決算
- 第 43 令和5年度山形県水道用水供給事業会計決算
- 第 44 令和5年度山形県病院事業会計決算
- 第 45 発議第16号 私学助成の充実強化を求める意見書
- 第 46 発議第17号 令和6年7月25日からの大雨による被害を受けた中小企業・小規模事業者に対する支援の充実強化を求める意見書
- 第 47 議員の派遣について

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和6年9月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	19	6.9.10	総務	私学教育への支援について	山形市松波四丁目6番11号 山形県私学会館内 公益社団法人山形県私立学校総連合会 会長 九里 廣志 外3名	梅津、梶原、渋間、木村、奥山、伊藤（重）、田澤	採択	知事付
〃	20	6.9.10	総務	私学助成の充実強化を求める意見書の提出について	山形市松波四丁目6番11号 山形県私学会館内 公益社団法人山形県私立学校総連合会 会長 九里 廣志 外3名	梅津、梶原、渋間、木村、奥山、伊藤（重）、田澤	採択	意見書提出

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	2	2			
計	2	2			

継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和6年9月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	11	5.12.4	厚生環境	人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 「平和の礎」名前を読み上げる山形の会 代表 漆山 ひとみ	青木、石黒、高橋（啓）	継続審査	
〃	13	6.2.20	文教公安	夜間中学の開設について	福島県福島市南沢又字曲堀東8-6 夜間中学校開設を進める会 代表 武田 徹	石黒、吉村、高橋（啓）、 木村	継続審査	
〃	16	6.6.11	厚生環境	医療機関・介護施設へのさらなる支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇の改善を求める意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、松井、江口、 梅津、青木、吉村、 高橋（啓）	継続審査	
〃	18	6.6.18	商工労働観光	山形地方最低賃金の改善を求める請願について	山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合山形県連合会 会長 船山 整	江口、梅津、高橋（淳）、 吉村、高橋（啓）	撤回	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
文教公安	1			1	
厚生環境	2			2	
商工労働観光	1				1
計	4			3	1

決算特別委員会質疑者一覧表

月 日	質 疑 者
10月29日(火)	(自由民主党) 五十嵐 智 洋 委員
	(県政クラブ) 齋 藤 俊一郎 委員

○ 質 疑 時 間 60分以内 (答弁含む)

閉会中の委員会の開催について（案）

委 員 会	日 時
常任委員会	11月7日（木）午前10時
3特別委員会	11月8日（金）午前10時

（参考）

委 員 会	日 時	
決算特別委員会	分科会	10月25日（金）午前10時 10月28日（月）午前10時
	総括質疑	10月29日（火）午前10時

令和6年度
海外政策課題調査報告書
(ドイツ・デンマーク・フィンランド)
令和6年7月実施

調査団

調査団長	伊藤重成
	矢吹栄修
	五十嵐智洋
	阿部ひとみ
	石川正志

目 次

- 1 地域における産学官連携による人材育成施策について(ドイツに … 1
おける「デュアルスタディ」等)
【ドイツ:フランクフルト商工会議所】
- 2 ドイツにおける社会経済状況及び人材確保・地方交通状況調査に … 6
ついて
【ドイツ:在ドイツ日本国大使館】
- 3 ドイツにおける在来線の活用と ICE(都市間特急)の状況調査につ … 8
いて
【ドイツ:ドイツ鉄道(株)本社】
- 4 医療・ヘルスケア分野における先進的な DX の取組み状況調査に … 11
ついて
【デンマーク:ヘルスケア・デンマーク】
- 5 ミドルグルンデン洋上風力発電事業調査について … 16
【デンマーク:ミドルグルンデン風力発電パーク】
- 6 コペンハーゲンにおける自転車を活用した交通政策状況調査につ … 20
いて
【デンマーク:コペンハーゲン市内】
- 7 子どもと家庭を支える切れ目のない支援の施策や実践例について … 24
(フィンランドにおける「ネウボラ」施設の取組み等)
【フィンランド:サメロ市ネウボラ施設】
- 8 ヘルシンキにおける都市政策等について(ヘルシンキ市中央図書 … 27
館の整備や MaaS の取組み等)
【フィンランド:ヘルシンキ市内】

「地域における産学官連携による人材育成施策について」 ドイツ「デュアルスタディ」(理論的学習と実践的訓練を組み合わせた人材育成)

報告者 伊藤 重成

【日 時】 令和6年7月8日 10:00～11:30 (現地時間)

【場 所】 ドイツ フランクフルト フランクフルト商工会議所

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】

Sandora Sadighi 氏

Michael Kaiser 氏



【調査内容】

少子高齢化を伴う人口減少が社会的問題である昨今、本県においても各産業における人材不足が深刻な課題となっている。今年2月に公表された昨年1年間の名目GDPにおいて、日本は、人口がほぼ3分の2のドイツに逆転されて世界4位となった。産学官連携による職業人材の育成に取り組む、ドイツの状況を調査した。

最初にフランクフルトにおけるデュアルスタディの取組み状況について説明を受けた。その主な内容は以下のとおりである。

フランクフルト商工会議所の役割は、企業と学校長との連携を綿密に図ること。企業が求める人数、受け入れ業種、学生の希望等、直接面会しコミュニケーションを取りながら、プログラムのマッチングを図っている。「質」を担保した人材育成を行うため、一般教養と実践を往復しながら学び、技術や経験が未熟な若者のスムーズな労働市場への移行を促している。教育機関は、約2年から3年半のカリキュラムにおいて、週3～4日企業の職業現場で実習し、週1～2日職業学校で座学を行う。企業は、職種ごとの職業訓練規則に基づき、独自の訓練計画を作成している。職業学校での教育は、各州の学校法に規定されており、州の文科省の管轄。両者の

教育は相互補完的な関係があり、カリキュラムの策定は綿密な連携が図られている。

フランクフルト市のあるハッセン州では、2023年1万1千人の学生が就職に結びついている。



上記の説明の後、商工会議所担当者と質疑を行った。その主なものは以下のとおりである。

Q：ドイツは、主に手工業において、マイスター・職人・徒弟など伝統的な技術の継承と人材育成を実践されてきていると承知しているが、この制度がうまれた背景と現在の新たな動きを改めてお聞きしたい。

A：第2次世界大戦によって、産業は壊滅的な状況となった。1969年職業訓練法が施行され、現在のデュアルシステムの根拠法令となっている。デュアルシステムは正式な教育制度となり、幅の広い部門が対象となった。また、企業だけでなく国や労働組合の参画も進んでいる。最近では持続可能性・労働環境のデジタル化も追加されている。

Q：ドイツは移民が多い。デュアルスタディのプログラムに乗るには、語学はどうか。

A：デュアルシステムではドイツ語が必須で、移民の方はまず語学を習得する必要がある。

【所 感】

ドイツにおいても、若年層の職業観が薄れつつあり教育課程の10歳から15歳

の間に身につける工夫をしなければならないという話がありました。

振り返って山形県を見ますと小学校では職場見学、中学校では職場体験、高校ではインターンシップとなっていますが、連続性であるか、体系的になっているのか精査する必要があると考えます。本人が興味を持ち、そして知りたいから始まり体験し、実際にそのための勉強をするような流れを作ることが今後益々必要と考えます。

【(参考) ドイツの概況】

人口 8, 324万人(2021)

面積 35.7万km²(日本の94%)

名目GDP 4.43兆ドル 一人当たり5.27万ドル(対日本156%)

ドイツの専門人材不足の状況

- 産業大分類で見ると、建設業、運輸・保管業、宿泊・飲食業など顕著な人手不足
- 職業分類で見ると、建設関係の他、高齢者介護や一部の製造業においても顕著

ドイツの専門人材不足への対応

- 専門人材移住法(2020年3月施行)
- 専門人材戦略が閣議決定(2022年10月)
 - ✓ 時宜を得た職業教育訓練…現代的な研修の提供と早期かつ包括的なキャリアガイダンス
 - ✓ 適切な継続教育訓練…継続教育訓練や資格取得の機会を年齢制限なくすべての人へ
 - ✓ 潜在的労働力と労働参加の向上…家族関連給付の拡充、フレックスタイム制の導入や保育支援の充実等
 - ✓ 仕事の質及び仕事文化の改善…企業の仕事文化改善に役立つプロジェクトを支援
 - ✓ 移民流入の近代化と移民流出の削減…行政手続きと職業資格の認定の簡素化、カウンセリングサービスや語学コースの拡充
- 専門人材移住法改正(2023年11月以降段階的に施行)

ドイツの職業教育訓練の特徴 デュアルシステム

- 職業学校に通いながら、同時に企業において実践的な職業訓練(2~3年半)を受ける。
- 企業での訓練を希望する若者は、職業学校の生徒でありながら、企業と職業訓練契約を締結して訓練生手当を受け取る職業人としての一面も。

- 職業学校での学習は週1、2日程度で、連邦州が定めるカリキュラムに従って行われる。カリキュラムは一般教養が1/3、職業に関連する特別学習内容が2/3で構成されている。
- 訓練終了に当たっては商工会議所等が試験を実施。
- 近年、企業の技術職ポストが未充足となるケースが増加。
- 大学等の高等教育と企業での職業訓練を組合せた「デュアルスタディウム」の人氣が高まってきている。2022年12.5万人の学生がデュアルスタディウム・プログラムに登録。対2019年比10.9%増。協力企業数5.69万社11.3%増。

「ドイツにおける社会経済状況及び人材確保・地方交通状況調査について」

報告者 矢吹 栄修

【日 時】 令和6年7月9日 9:00～9:45 (現地時間)

【場 所】 ドイツ ベルリン 在ドイツ日本国大使館

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】 柳大使 荒木公使 川瀬書記官 (労働) 佐々木書記官 (交通)

【調査内容、所感】

ドイツ大使館に赴き、ドイツの概況や日独関係、労働関係、交通関係などの事柄を調査した。

柳大使がわざわざお出まし頂き、山形とドイツとの繋がり、ドイツ鉄道やマイスター制度、ウクライナ情勢などのことに言及頂いた。

ドイツは明治維新の前の日本と同じく地方分散の国家である。労働力不足、中国との関係などにおいて、課題に関しても日本との共通点が多く、日本の参考になる部分が多い。人口 8324 万人、国土は日本と一緒であり、GDP は日本を超えた。ということは労働生産性がかなり高いということである。失業率は 3.6 (日本と同じやり方でとるとこの数字だが、実際はかなり低い)、コロナも上手く乗り越えた。SPD・緑の党・FDP 三党で連立政権を構成、(前首相のメルケルの党は第二党へ)、ウクライナ支援に大きく舵を切る。その結果エネルギー供給に問題があり物価が高騰、政権への不満が高まっている。移民問題もかなり深刻化しており、難民の受け入れにかなり自治体の負担がある。野党側が難民受け入れの厳格化を主張して攻勢を強めている。

経済的には工業 (自動車) などかなりいいが、物価上昇のあおりを受けて経済成長は少しブレーキがかかっている。コロナ時の日本の雇用調整助成金は実はドイツを真似たものであり、これが功を奏して失業率は低く抑えられ、現在は回復してきた。コロナやウクライナの影響で借金してでもの経済対策をした (←憲法違反という批判も)。ウクライナ問題でロシアからのガス輸入停止で一時大変だったが回

復。賃上げや労働時間問題に関するストライキなどで、ドイツ鉄道でもかなり労使間交渉があった。

少子高齢化が進み、63才ほどが退職年齢のために日本より早く労働者不足が問題になる。移民がたくさん入れば2050でも人口増の見込みだが、しかし移民が少ないと減る予想があり、人口減少に関しては移民の動向に負うところが大きい。早く引退したい国民性で65才以上の就業率は19.3と低い。女性のM字カーブの問題はないが、所得差は日本と同じ。外国人労働者は日本の3倍600万人。建設業や介護分野など専門人材不足がかなり深刻だ。ドイツ国内での資格をとった専門人材を優遇して受け入れる専門人材移住法が成立したが、これはあまり効果がなかった。その後、ドイツ国民も含めた専門人材優遇策を展開し、さらに他の国の専門資格を有する者も優遇する改正専門人材優遇法が成立した。職業教育は10才で小学校を終えて、大学進学を選ぶ者やデュアルシステムなどに分かれる。大学の方のデュアルスタディウムもできた。

道路網と鉄道網がかなり充実しており、車移動が国内では圧倒的に多い。ドイツ鉄道（ICE）はNBS高速新線（山岳などで活用）とABS在来線改良線（平野部などで活用）の二つで高速化を図る。これは非常に山形新幹線と類似している。JR東日本と技術開発で連携している。しかしICEの遅れはかなり問題である。自動車から電車への移行をなんとか進めようと、49ユーロで月間乗り放題のチケットを国が支援して発行したが、二次交通が発達していない地方ではまだまだ売れていない。今後ICEの老朽化に対応した大改修で長期間の停止区間が発生する予定だ。

前日視察したデュアルシステムとその後のドイツ鉄道の視察を補強し、ドイツの概況を把握するのに有意義な調査となった。



柳大使とともに、在ドイツ日本国大使館前で

「ドイツにおける在来線の活用と ICE(都市間特急)の状況調査について」

報告者 矢吹 栄修

【日 時】 令和6年7月9日 10:15～12:00 (現地時間)

【場 所】 ドイツ ベルリン ドイツ鉄道(株) 本社

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】 Dr. ジェンズ・グラファー イボンヌ・トレーガー氏 他

【調査内容、所感】

旧名 SONY センター (富士山の形) でドイツ鉄道の方々から、在来線の活用と ICE (都市間特急) に関して聴取した。

ドイツの鉄道は遅れるのに対し、日本の鉄道は時間に正確なことにまずは敬意を払われた。時間の遅れはかなりの問題と認識しているようだ。ドイツ鉄道はバスもかなり所有しており、近郊の在来線を担当している説明者はこれも担当している。来週から5ヶ月、重点地域を改修工事(信号など)するため、バスの振替輸送が大規模に行われる予定である。長期的には140カ所を2030まで改修していく。

エスバーン(国鉄)はドイツを七つに分けて、国から州が権限を委譲されて運営している。さらに州から運営事業者へ委託(上下分離)される。ドイツ鉄道は61%、残りが民間の会社だ。バス会社や地方の民間企業、デマンドタクシーなどが関わり合い、すみ分けてMaaSを目指す。医療MaaSバス、銀行バス、移動販売バス、高齢者使用車体など、地域課題を実証的にドイツ鉄道が解決しつつ、乗車率向上に励んでいる。電車は再生可能エネルギーで、バスはバイオディーゼルで走らせるなど、SDGsに対応している。とくに医療MaaSバスで地方の過疎化に対応している事例を詳しく紹介してくれた。中古のバスを改装して診療所にし、電子カルテや遠隔医療を駆使したバスである。コロナの時期はかなりいい役割を果たした。鉄道会社が地域課題に取り組み、ひいては鉄道利用を促す取組をしているのは興味深い。

49 ユーロチケットなどで乗り放題にすることで、利用者が増えている。49 ユーロチケットにはドイツ政府からお金が出ており、マイカーからの脱却を目指してい

る。在来線強化や本数維持には政府から州を通して補助があり、州の上乗せがあるところもある。大改修工事費はドイツ政府が責任を持つ。災害時で壊れた鉄道は、国のお金がほとんどあてられる。国会では専門委員会で議論される。上下分離でインフラは州が持ち、運営は民間が担うので民間会社の負担が少ないため、本数の維持に繋がっており、州からの支援がある。こうした事情は、赤字を理由に本数が減らされ、利便性が低くなることで利用客が減り、廃線になってしまう日本の地方鉄道、また大規模災害で鉄道がストップしている山形県にとって大きなヒントとなる。

次に I C E のインフラ担当者とプラン担当者から、新しい線路の維持と建設について聴取した。大都市と周囲を 30 分で繋ぐ。インフラからダイヤではなく、ダイヤを先に考えてインフラを考えると、大都市間の交通網形成がやりやすい。15 分タクト＝「きりのいい時間で都市間を移動すること」で、駅で電車がすれ違うことが可能になり、ダイヤがわかりやすく、乗り継ぎがしやすく、複線化も最小限に抑えられる。区間の時速を変える、線路を改良する、ホームでの乗り換えやすさ、これらによって利便性を上げている。新たな線路をどう繋ぎ、在来線をどう活用するか、これを重視してダイヤを組み、それに合わせて線路変更を行うというのが日本とは逆の発想だ。ミュンヘン・ウィーン間を 4 時間から 3 時間半に短縮すべく動いているが、その具体例でこの事例を説明してくれた。一部を単線から複線にして時間を短縮したり、踏切をなくしたりする。分岐の活用で貨物と乗客車で交錯しやすいようにする。などの方策によって時間短縮を図っており、最小限のコストで、しかも在来線を活用しているという意味で、山形新幹線の進むべき先を示しているように感じた。

ヨーロッパは貨物輸送のウェイトが大きい。貨物は現在 20%のところを 25%にまで延ばす計画だ。これが I C E と同じ在来線を通っている。引き込み線などで追い越しがしやすくするため、新たな線路をひいたりすることで、貨物列車が二時間ごとに走らせられる。貨物列車を増やすことで、長距離輸送を活発化させる。混んでいる場所は避けて貨物を通すようにする。こうした貨物輸送の鉄道利用に関しても、2024 年問題で列車による長距離輸送が注目される中で、非常に参考になる。

線路の整備費用は 90%国、10%ドイツ鉄道、である。災害などによるインフラの復活は国が受け持っている。これも災害で線路が寸断された山形県にとって大きな情報だ。

在来線を走る I C E は、線形改良や踏切の問題、15 分タクトによる複線化の最小化、NBS 高速新線と米沢トンネルの類似性など、非常に山形新幹線の参考になった。

なお、この調査に先立ち、前日（7月8日 13時2分発）、フランクフルトからベルリンまで、実際にICEに乗って乗り心地などを体験してみた。フランクフルト商工会議所の方々からも、「遅れないといいね」と言われたほど遅延するのが常態化しているようだ。この日は13:02の定時に出発することができ、途中貨物列車との行き違いに時間をとられたため、7分ほどの遅れでベルリンに到着した。これはかなり堅調なペースであるらしい。基本的に在来線を通るために、フランクフルト・ベルリン間で二駅ほどしか停まらないのに4時間ほどを要し、100 km前後が普通のペースだった。車内もずいぶんと揺れる。食堂車もあるのだが、フランクフルト出発後、開店したのは一時間半後であり、あらゆる意味で時間に正確で生真面目な日本とは違っていた。

しかし、日本の新幹線は車窓からの景色がほとんど見えないのに対し、ICEは壁がないためにきれいな田園風景が見られるという魅力もあった。高速化と利便性とイニシャルコストなどを考えると、在来線を走るICEは山形新幹線の将来を考えるに、実に参考となるものだった。

「医療・ヘルスケア分野における先進的なDXの取組み状況調査について」

報告者 五十嵐 智洋

【日 時】 令和6年7月10日 10:00～11:00（現地時間）

【場 所】 デンマーク コペンハーゲン ヘルスケア・デンマーク事務所

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】 Peter Wiisbye氏（支援アドバイザー）

【調査内容】

デンマークの医療制度は地方分権制で、デンマークの5地方行政区画（レギオナ）に責任があり、レギオナごとに医療計画が策定されている。コムーネ（98市町村）レベルでは、訪問医療、訪問看護、学校保健などの医療を提供する。

医療費は原則として税金を原資とする一般財源により賄われ無料。政府が全国民に、一定の品質ある医療サービス、医療費の補助を提供する。

デンマークでは、プライマリケア（心身の健康状態、疾病を総合的に診る）の大部分は、総合診療医（GP）により提供され、全国約4,000人のGPが一人あたり1,300人前後の登録患者を受け持ち、ほぼ全国民をカバーする。

デンマークの病院は、主にレギオナによる「公立」であり、二次医療、三次医療を担っている。医師、看護師、医療スタッフは公務員のイメージ。緊急時を除いて、総合診療医（GP）の紹介状なしでは受診できない。デンマークは、ヨーロッパの中でも病床数削減が進み、無駄な入院がなく日数も少ない。民間運営の病院も存在するが、ベッド数は公立病院のわずか1%以下にとどまっている。

救急病院は24時間体制で救急患者に対応する。命にかかわらない事故、病気と判断された場合は長時間待ちとなるケースもあり、軽傷患者には冷たい。しかし、致命的と考えられる事故や病状が発生した場合は、高度救急車、救急ヘリコプターが15分以内に到着するシステムが張り巡らされている。

産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科など専門医の受診は、総合診療医（G P）からの紹介状があれば自己負担なし。

ホームドクターは、地域との契約に基づき登録患者を診療する。軽度の病気は診療と薬の処方を行い、必要に応じ専門医などに紹介状を書く。一次医療のゲートキーパーでもあるホームドクターは、約3,500人であり、一人平均で国民約1,600人を受け持つと計算されるが、過疎地は少ない。

デンマーク政府は世界一の電子政府として評価が高く、国連が隔年で発表する世界電子政府ランキングで2018年、20年、22年3回連続で世界一に選ばれている。中でも政府がデジタル化推進に力を入れて来た領域が、国民の健康情報管理である。デンマーク国民の健康情報は「s u n d h e d . d k」というポータルサイトで一元管理されている。同サイトは、デンマーク公式健康情報ポータルで、国民の健康データの一元化と、健康状態や病気に対する理解促進を目指している。

「s u n d h e d . d k」は、国民一人ひとりの健康に関するデータを収集し、個人が自身の健康や病気の状態を簡単に知ることができる。また、ポータルサイトを利用して、医療提供者や健康、病気に関する情報を検索したり、患者の権利に関する情報などを読むことができる。

デンマークのデジタルIDであるM i t I Dを使用してログインすると、公的機関が自身に関する情報として登録している健康データを閲覧できる。

「s u n d h e d . d k」サービスは主に、「健康記録」「登録機能」「ログ機能」の3つのカテゴリーに分けられる。それぞれの概要は以下のとおりである。

・健康記録の概要

カテゴリー	概 要
病院の記録	公立病院の医療記録を閲覧できる
検査結果	受けた検査の結果を確認できる
薬剤カード	自身の薬剤カードを閲覧できる
臓器提供	〃 臓器提供についての意思を登録できる
治療遺言	〃 治療について意志を記録する遺言書を作成可
親族へ権限付与	親族に自身の記録、結果を見る権限の付与
診療記録	専門医などの診療記録を確認可 保険も同様
病院の治療情報	外来、救急部門の診療情報を閲覧できる

※「健康記録」 患者が自身の健康データを閲覧できる健康記録データ

・登録機能の概要

カテゴリー	概 要
代理権	親族に対しデータの閲覧する権限をどうするか
生命・治療遺言	治療に関する意志を記録
臓器提供	ドナーとしての登録、解除
がんスクリーニング	大腸がん、子宮がん、乳がんなどのスクリーニングについて情報提供
幹細胞提供	幹細胞提供の情報
基本カード	個人の基本情報提供
情報ブロック	特定の情報へのアクセスを制限できる
プライベートマーク	病院に記録された特定の経過をプライベートマークできる

※「登録機能」 患者の意志表示を登録、プライバシーの保護

・ログ機能の概要

ユーザーが「s u n d h e d . d k」を通じて行った医療記録、検査結果、予防接種、基本カード、薬剤カード等の参照履歴が表示される。ユーザーが許可した家族、医療専門医による参照履歴も表示される。15歳までの子どもや、承認を得た家族のログも閲覧可能。

【所 感】

デンマークにおける「s u n d h e d . d k」による健康情報のデジタル化は、広範な情報提供が可能になり、デンマーク国民の健康的な生活を支える貴重なツールとなっていると感じた。

デンマーク国民は自身の健康状態を理解し、健康管理の知識を得られる。医師は患者の情報を的確に知ることができ、医療の効率性が向上する。今後、日本でも医療分野におけるDXの取組みを加速化する必要があると思われる。

日本は、紙の保険証にこだわる政治家が多い。医療分野においてデジタル化が遅れた要因は、1%のミスも許さない風潮があること。

ワクチン開発分野で我が国は後れを取り、コロナワクチンは膨大な税金を投入し外国から購入した。以前種々のワクチン開発で、副作用などが声高に喧伝されるため、薬品メーカーが手を引いたからであり、チャレンジ精神を奪ってしまったのではないかと感じる。デジタル化も同じような感じがする。

日本で、デンマークのような国民の健康管理を一元化するシステムが導入できれば、情報管理がスムーズになる。各医療機関も情報を共有することが可能になり、サービスの向上、診療ミスの防止、薬の過剰などもなくなり、患者の医療費負担軽減につながる。当然、日本全体の医療費削減にも貢献し、社会保障の改革にも寄与する。また、情報のデジタル化は、新しい技術の導入を促進して、革命的な医療品質の発展や、新薬の開発などに短時間で到達することが可能になる。

日本は少子化が進み、近い将来国民の治安、安心、安全な生活を守る職業に就く若者の激減が大きな社会問題となる。警察官、自衛官の不足、教員もしかり、命を守る医師、看護師、医療スタッフも同様。

人口600万人弱のデンマークは、5つの地方行政区画（レギオナ）に分かれている。レギオナは日本の「県」のようなもので、人口100万人の山形県をデンマークのレギオナに置き換え、医療を比較してみる。

前述のように、デンマーク医療の中心はレギオナが運営する「公立の病院」であり、二次、三次、救急医療を提供し、全体の医療計画も担う。ホームドクターや市町村は一次医療、保健、予防を担当し、総合診療医（GP）が中間に位置し、適正な地域医療の核になっているイメージ。ピラミッドのようにわかりやすく役割分担ができています。

令和5年度、山形県全体の許可病床数は、10,901床。病院運営の形態は市立、独立行政法人、県立、国立大学法人、病院企業団、一部事務組合、国立、

民間医療法人、共済組合、町立、個人病院など。デンマーク医療関係者から見れば「信じられない多様性」である。

許可病床数より実際稼働している病床数は少ないが、経営上、稼働率を上げる必要に迫られ、デンマークでは入院しないレベルの患者も山形県では入院しているのではないかと推察されている。医療費の増大にもつながっている。

デンマークでは医師、看護師、医療スタッフを国が一元管理しているが、昭和の時代から変わらず、山形県はまちまち。医師確保も自治体、各病院の自助努力に委ねられている。

山形県の地域医療は持続可能か？。赤信号がしきりに点滅している、デンマーク医療制度から学び、実践できるところから改善すべきである。

【(参考) デンマークの概要】

首都コペンハーゲン。人口約589万人。北ヨーロッパに位置し、バルト海と北海に挟まれたコトランド半島、およびその周辺の多くの島からなる立憲民主国家。自治権を有するグリーンランドとフェロー諸島と共に、デンマーク王国を構成している。

・デンマークの税金

付加価値税25% ①所得税(国税)0%からの累進、平均25%

②住民税(地方税)平均25% ③医療付加税8%

①+②+③の最大限度 52%

「ミドルグルンデン洋上風力発電事業調査について」

報告者 阿部 ひとみ

【日 時】 令和6年7月10日 14:00～16:00 (現地時間)

【場 所】 デンマーク コペンハーゲン ミドルグルンデン風力発電パーク

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】 Hans Chr Soerensen The Middelgrunden Offshore Wind Farm

【調査内容】

再エネ導入を促進するデンマークの象徴的な存在であり、先駆的な住民参加型風力発電の仕組みや成果等に関する調査を行った。



デンマークの人口は、約 581 万人で主要な産業は風力発電と海運業である。

かつて、デンマークの電力は輸入に依存していたが、原発導入には、市民の反対運動があり、それ以降は風力発電に移行しており、デンマークの年間の電力供給の

うち、再生可能エネルギーの約7割が風力発電になっている。風が吹かない場合はノルウェーの水力発電も利用している。

ミドルグルンデン洋上風力発電施設は、コペンハーゲンに隣接するアマー島北端の東側に位置し、水深4mから6mの浅瀬に着床式風力発電機が20基並び、発電量は40MWである。

デンマークの洋上風力発電は1991年に実用化され、2001年にミドルグルンデン洋上風力発電所がコペンハーゲン沖、陸上から3.5kmに市民参加の洋上風力発電所として建設され、当時としては、世界最大規模であった。

当初、コペンハーゲン・エナジー社の洋上風力発電であったが、プロジェクトチーム6人との共同で計画され、説明者のHans Chr Soerensenさんはその6人のうちの一人である。

建設に至るまでは、様々な課題があり、ミドルグルンデン洋上風力発電を計画の段階で、漁場が失われるのではないかと、まず、漁業者からの反対の声が上がった。更には、スウェーデンの漁業者が、海底ケーブルの電磁波を問題視した。また、音の影響があるとして、環境NGOからの反対論が出されたが、いずれの課題も合意まで3年半、多くの市民と関係者との協議が行われて、市民への徹底した情報公開をし、些細な市民の疑問にも答えてきたとの事である。

国はこの課題について、7年間の調査を経て、騒音に関しては、陸上風力発電の場合、100M離れていれば、問題が無いとし、景観に関しては、上記の写真の通り、当初、並べ方を3層として計画されていたが、乱雑に見えるとのことで、1列に並べ、市民からも評価が高かった。いずれの案件にも影響は無いとして、洋上風力発電施設を計画に3年半、半年かけて建設を進めてきたとの事である。

その後、市民の参加の要望が強くなり、「ミドルグルンデン洋上風力発電協同組合」が設立された。

当時、市民からの出資希望は1万人を超えて、洋上風力発電2000kWの風車20基のうち、10基は協同組合の所有で、10基はコペンハーゲン・エナジーの所有となった。1口570ユーロ、5口買えば、1軒分の電力が賄え、税金は免除された。また、コペンハーゲン・エナジーの最初の資金は国が立替えをして、現在は賛同された市民の約9,000人が株主となっている。

漁業は、洋上風力発電の土台が漁礁となり、ヒラメや鰻の漁場になり、漁業者には、全く影響が無いとの事である。

環境については、海鷲が、ブレードを餌と勘違いをして攻撃することがあるが、鳥がぶつかるようなことは無い。景観や環境の良さが評価されて、別荘の人気があり、不動産の価値にも影響がある。

来年でミドルグレンデン洋上風力発電の耐用年数 25 年を迎えるが、国においての検査があり、施設の老朽化、腐蝕等の確認後に、問題が無ければ、更に 25 年間の稼働が可能である。この期間には、ソフトの部分の技術が進化しており、交換しなければならないとしている。

現在の電力料金は、エネルギーネットという国が所有する電力会社があり、その相場によって電気料金が決定することになっている。

風力発電施設は大型化しているが、近くにコペンハーゲン空港がある為、ミドルグレンデン洋上風力発電の施設の高さは 125M 以内と決められている。



* チャーター船で洋上風力発電の直ぐ近くまで行き、説明を受けた。

【所 感】

風力発電の普及率を世界一のレベルに押し上げたのが、大きな市民の力によるもので、風力発電を中心にエネルギー政策を転換させたのも市民運動であり、市民主体の公平な仕組みになっているからであると、至極納得するものである。

日本での洋上風力発電の事業化は、始まったばかりで、世界からは大きく遅れている事を改めて痛感したものである。

このように最先端をいく、デンマークの再生可能エネルギーの風力発電、洋上風力発電の見学の為に、世界各国から視察団が年間 100 組以上であると伺った。

山形県においては、遊佐町沖、酒田市沖にて洋上風力発電の導入に向けて、基地港湾の整備も進められるが、市民が主体の市民による市民のための洋上風力発電事業でありたいものである。

「コペンハーゲンにおける自転車を活用した交通政策状況調査について」

報告者 阿部 ひとみ

【日 時】 令和6年7月11日 9:00～10:00 (現地時間)

【場 所】 デンマーク コペンハーゲン ホテルシチズンM近くの広場

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】 通訳 Eiki Ishizaki

【調査内容】

自転車を活用した都市政策・まちづくりと一体的に進める交通政策の実情について調査を行った。

デンマークの首都コペンハーゲンは、人口約62万人である。

コペンハーゲンは「環境に優しいまちづくり」のもとに「コペンハーゲン気候変動適応計画2025」のプロジェクトの一環として「自転車戦略」を進めている。自動車に代わる交通手段として通勤、通学の自転車の利用50%を目指し、自転車の利用が増加すれば、CO2の削減につながる。また、市民の健康にもつながるとしている。

コペンハーゲンの市内には、自動車が通行する道路に自転車専用の道路が作られており、自転車道の信号待ちが無いような専用の信号機が設置されている。





この度の調査の時期はサマータイムということで、通勤、通学の様子はみることができなかったが、シティバイクといったレンタル自転車の駐輪場を市内 110 ヶ所に整備しており、観光はもちろんの事、市民が自由に利用できる政策になっている。ホテルでもレンタル自転車を置いている。



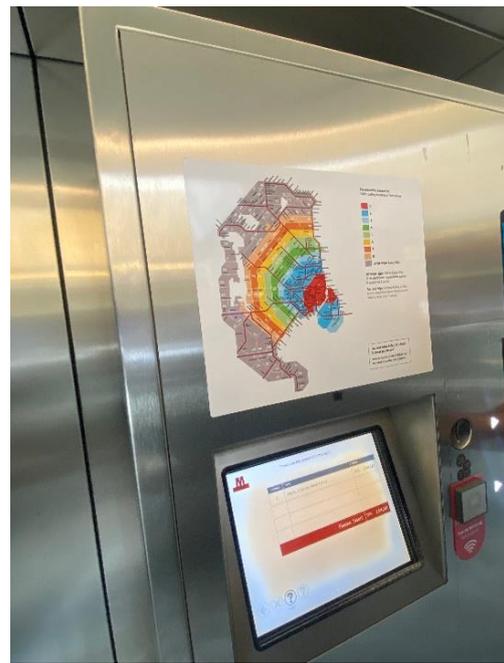
上記の写真は、レンタルできる自転車であるが、スマートフォンの自転車シェアリングアプリをダウンロードしてユーザーの登録を行い、道端や駐輪場に置いてある自転車を自由に借りて、目的地で乗り捨てができるシステムで便利である。

利用時間に応じた料金設定のアプリのものや、月額契約をして、自分の自転車として利用できるものと選択できる。

当日はあいにくの雨で自転車に乗ることができなかったが、実際にアプリを登録して借りることができた。



更にコペンハーゲンのメトロ、地下鉄が1996年に開通し、2002年には、空港近くまで開通している。入口付近のスペースが広く設計しており、ラッシュアワーは禁止であるが、自転車も持ち込めるようになっている。



コペンハーゲンには、バス、電車、地下鉄の公共交通機関があるが、チケットが共通しており、利用運賃は同じとのことである。

地下鉄は、24時間年中無休で、3分から6分間隔で待たずに乗れる。自転車を持ち込む場合は、自転車用のチケットが必要である。

チケットを買ったが、改札が無いのが、不思議な感じである。



【所 感】

地球温暖化が大きな課題になっている日本でも交通手段ということだけでなく、市民の健康であり、快適で安全であること、経済的であることなどを考慮して交通政策が作られることが理想的である。現在の車社会の我が国でも、それぞれの地域の環境や生活スタイルでは困難であるが、見直していかなければならないと考える。それには、公共交通機関の利便性を高くする必要がある。

県内の各市町村でも観光用の自転車を設置しており、多くの観光客から利用されていると認識している。更に利便性を上げる為に、アプリの活用やどこでも乗り降りができるようなシステムの体制が必要であると考えます。

また、安全対策としては、自転車専用のゾーンが必要であると共に、子どもの頃から自転車に慣れ、ルールをしっかりと教育する必要があると考える。

コペンハーゲンでは、ヘルメットの義務化にはなっていないが、ほとんどの利用者がヘルメットを着用しており、自動車側が自転車に気を配っているように見受けられた。我が国でも自転車の事故を減らすような施策を展開しなければならないと考える。

「子どもと家庭を支える切れ目のない支援の施策や実践例について」 フィンランドにおける「ネウボラ」施設の取組み等

報告者 石川 正志

【日 時】 令和6年7月12日 10:00～11:30（現地時間）

【場 所】 フィンランド サメロ市ネウボラ施設（州立病院に併設）

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】 ヒルトゥネン久美子氏（通訳、フィンランドの子育て・教育に精通）
クリスティーナ氏（サメロ市ネウボラナース）

【調査内容】

山形県においても、「核家族の増加」「高齢出産の不安」更に「仕事と子育ての両立」など、子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、親は様々な悩みを抱えながら育児をしている。妊娠初期から就学前までの必要とするサービスを集約化した施設並びにワンストップによる切れ目のないサポート体制（ネウボラ）に関して、先進地であるフィンランドを訪れ仕組みや成果など調査を行った。

最初に、フィンランドのネウボラ施設における取組みについて説明を受けた。主な内容は以下のとおりである。

フィンランドでは、母親に妊娠の兆候が表れたときはネウボラに行き、無料の検査を受けるのが一般的。ネウボラはこの自治体にも設置されており、妊娠中に約10回、子どもが小学校に入学するまで、自宅訪問を通じ、妊婦検診や乳幼児健診、予防接種、子育てに関するあらゆる相談を無料で受けることが出来る。

母子の健康のみならず、パートナーや兄弟を含む家族も参加できる総合健診もあり、家族全体のサポートを目的としている。基本的には、一家族を同じ保健師が継続的に担当する。サメロ市では、発達段階に応じて変わる。また、必要に応じて助産師、心理士、ソーシャルワーカーといった専門家からのサポートを受けることが出来、ワンストップ型の子育て支援拠点となっている。更に、医療機関の窓口としての役割もあり、病院や専門家の紹介も行っている。

ネウボラは、国民皆保険のサービスとして全家庭に無料で提供されており、利用率はほぼ100%。ネウボラを通して誰もが安心して子育てが出来る環境づくりを目指している。利用者とネウボラナースはお互いに深い信頼関係で結ばれているため、家族は、健康に関すること以外に子どもの成長や子育て、家庭の問題など、その時々不安や悩みなど何でも気軽に相談できる。

また、健診や家族との対話を通して、母子や家族の健康面だけでなく、生活状況や経済状況なども把握するため、ネウボラナースが窓口となって必要な他機関、専門職へつなぐことができる。即ち、健康上の異変だけでなく、貧困や虐待、産後うつなどの問題の早期発見、予防、早期支援につながっている。最終的に医療費のコスト削減になるのではと説明を受けた。

上記の説明後、質疑を行った。その主な内容は以下のとおりである。

Q：子どもが小学校に入学した後はどのように対応しているのか。

A：就学後は、学校医に引き継がれる。学校医は、ネウボラナースと同様に必要に応じて専門医、ソーシャルワーカーなどと連携。若者の自殺対策なども同様である。

Q：個人情報の管理状況についてお聞きしたい。

A：妊娠初期からのデータを一元管理することで個人の健康および問題点などの経過を追跡することができる。家族の同意が必要であるが、お互いの信頼関係があるためほとんど個人情報を管理できている。

Q：ネウボラナースの処遇・給与はどの程度か。

A：基本的給与は、国が月額3,000ユーロ（1ユーロ160円換算で48万円程度）を保障しており、自治体によっては上乘せしている事例もある。それでも最近は人手不足の傾向にある。

【所 感】

日本では、「日本版ネウボラ」を目指し、母子支援のサービスを一体的に提供する仕組みを構築するため、母子健康法を改正し、平成29年4月から子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター」）を市区町村に設置することが努力義務とされた。山形県においても39か所設置。

子育て世代包括支援センターの必須業務は、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助

言・保健指導を行うこと、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことである。

日本における子育ては、従来は親の親や近所の人が、子どものトラブルについて経験上どう対応してきたかを共有して対処してきた例が多く、現代では、医療的な事や食べ物など、ネットで調べた知識で対応するなど個人判断によるリスクが高い傾向にある。

子については、自治体で定期的に健診したり、看護師や助産婦が訪問するなど活動を行っているところもあるが、本音で分からないことを聞いたり、本音で相談をしたりできる人は少なく、真に必要な情報が足りないと感じられる。

その点ネウボラでは、妊娠初期からの個人情報に関係者間で共有されており、健康面での支援だけでなく、生活面のフォローでも有効に活用され、結果として、生活の質の向上や医療費の低減にも繋がっているものと思われる。

フィンランドにおける個人情報の取扱いについては、長年にわたり制度を運用してきた実績が互いの信頼感を醸成してきたものであり、直ちに日本で同様の取扱いとすることは難しいと思われる。そのため、まずは、現行の制度がその機能を発揮できているのか検証を行い、関係機関間の情報共有・連携を強化するなど、制度の改善を進めるとともに、利用しやすく、その効果を実感できるような運用に努め、制度への信頼感を高めていくことが必要と考える。



サメロ市 クリスティーナさんと

「ヘルシンキにおける都市政策等について」 ヘルシンキ市中央図書館の整備や MaaS の取り組み等

報告者 石川 正志

【日 時】 令和6年7月12日 15:00～16:30 (現地時間)

【場 所】 フィンランド ヘルシンキ ヘルシンキ市中央図書館
ヘルシンキ市内

【参加議員】 伊藤重成 矢吹栄修 五十嵐智洋 阿部ひとみ 石川正志

【説明者】 ヒルトゥネン久美子氏 (通訳、フィンランドの子育て・教育に精通)

【調査内容】

＜ヘルシンキ市中央図書館＞

ヘルシンキ市中央図書館は、独立100周年のメインプロジェクトとして国が指定。一般公募1,600件以上の候補から選ばれた愛称の「Oodi」は、フィンランド語で「頌歌(しょうか)」の意味。コンセプトは、人々が交流するリビングルーム。敷地面積17,000㎡。1階カフェ、映画館、展示場、イベントホール。2階仕事や学びのためのフロア会議室、各種スタジオ、個室、設備の整った工房。3階図書館。ガラスと鉄の構造と木を用いた印象的な外観は、伝統技術と現代建築を組み合わせ、最上階を除いて、建物の外装はすべて木材。

独立100周年記念の一大プロジェクトとして完成したヘルシンキ中央図書館は、ヘルシンキのアイコン的存在となり、地元の人のみならず世界中から多くの観光客が訪れる人気の図書館。ユニークな建築をはじめ、機器設備やイベントなど従来の図書館のイメージを変えた斬新で現代的な図書館。新しい図書館で世界一となっている。

・1階から2階へのらせん階段

刻まれているメッセージは、一部紹介するとすべての人へ、クレージーな人へ、寂しいひとへ、外国人へ、怠惰な人へ、など細部まで遊び心がある。

- ・ジェンダーフリー、男女共用トイレ
- ・2階は、スタジオ、個室のオフィス、ワークスペース、3Dプリンターやミシンなど機器完備。事前予約で誰もが利用することができる。
- ・3階は、本棚がずらりと並ぶ他、イベントスペース、子どもとファミリースペース。この日も多くの親子連れで賑わっていた。両端が傾斜になっており、子どものみならず誰もが登りたくなる構造。



1階から2階へのらせん階段



2階



3階



<ヘルシンキ市内における MaaS の取り組み>

フィンランドは、世界幸福度ランキング 1 位であり福祉大国である。現在は、これに加え、高いデジタル競争力と SDGs を背景に、世界最先端の MaaS を実践するなど変化している。

ヘルシンキ市内の MaaS の特徴の最たるものは、国の交通施策に係る法整備の下、既存の交通（鉄道・バス・タクシー・自転車等）の公開された時刻表などのデータから「目的地」を選ぶと、最も効率的に利用者が求める交通手段が示され、スマホなどの端末で一元的決済が可能な事とのことである。



ヘルシンキ市内におけるバスの運行状況

【所 感】

大型公共施設の建設に関して、ヘルシンキ中央図書館を拝見し、参考とすべきは、機能を複合化することにより、より多くの市民が施設を訪れ行政サービスを享受できることにある。最近の TV ニュースなどでは、書籍離れが進む中カフェの機能をあわせもつ書店などが報道されている。

本県でも、大規模な公共施設の整備が検討されているが、県民の生活や価値観が多様化する中、検討にあたっては、機能の複合化など県民ニーズを活かした公共施設の整備及び維持管理における柔軟な考え方が必要と考える。

また、MaaS が目指すものは誰もが自由に移動できる社会（外出促進による地域経済振興 観光振興による外貨獲得 地域内の資金循環）である。

日本においては、都市計画の一環として、公共交通機関等と連携した取組みを行っているところもある。ある程度交通インフラ及び手段が豊富な地域が候補と

して有効と考えられるが、山形県においても、高齢者の運転免許証の自主返納が進む中、誰もが自由に移動できる交通手段を確保する政策も必要となると思われる。その検討にあたっては、電車・バス等の公共交通機関に加え、デマンド型の交通手段も洗い出したうえで、DXを上手に活用し、全ての交通手段を総合化したMaaSの取組みはその重要な視点になりうると考えられる。

【(参考) フィンランド概要 (資料提供：在フィンランド日本大使館 牛草 智氏)】

- ・人口：約560万人
 - ・面積：33.8万km²
 - ・GDP：2,826億ドル（一人当たり50,872ドル）
 - ・「普通の価値観、堅固な防衛体制、高いデジタル競争力」
1. NATOの強力な新メンバー
 2. 高度な研究開発力、高いデジタル競争力、スタートアップのメッカ
 3. 世界幸福度ランキング1位の国、転換期を迎える福祉大国
 - 高負担高福祉（負担率42%）の充実した福祉制度を有し、労働者の権利も手厚く保護。世界幸福度ランキングは7年連続1位。
 - 女性の社会進出が進んだ国（2024年世界ジェンダーギャップ第2位）。他方、出生率は低下し少子高齢化に直面
 - 現政権は財政悪化を理由に社会保障給付の削減、労働市場改革の一環として組合の権利抑制に取り組む。労働組合が反対してストライキが続く。

(令和6年10月8日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

予算案件（1件）

- 令和6年度山形県一般会計補正予算（第3号）

「令和7年度 政府の施策等に対する提案」のフォローアップについて

1 概要

令和7年度の政府の施策等に対する提案を行った項目について、政府予算案等への反映状況を整理したものを。

2 反映状況

提案項目数62項目のうち、

(1) 反映されているもの【41項目】

<主なもの>

(注) 令和7年度予算額は概算要求額、
令和6年度予算額は当初予算額

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和7年度予算額 (令和6年度予算額)
「令和の日本型学校教育」の構築のためのICTを活用した学びの推進に向けた支援の充実	・ GIGAスクール構想支援体制の整備 (学校の通信ネットワーク速度の改善) [文部科学省]	88 億円 の内数 (ー 億円)
公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実	・ 公立学校施設の整備 [文部科学省]	2,048 億円 + 事項要求 (683 億円)
中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取組みの推進	・ 業務改善助成金 (事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業者等の生産性向上に向けた取組みへの支援) [厚生労働省]	22 億円 (8.2 億円)
地方創生の実現に向けた支援の充実強化	・ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長 [内閣府]	制度改正 (ー 億円)
外国人材受入拡大・定着促進と多文化共生社会の実現に向けた施策の推進	・ 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 [文部科学省]	6.2 億円 (5 億円)

II 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和7年度予算額 (令和6年度予算額)
地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援及び担い手への農地の集積・集約化の促進	・ 農地利用効率化等支援交付金 [農林水産省]	27 億円 (10.9 億円)
農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の安定確保	・ 農業農村整備事業(公共) [農林水産省]	3,952 億円 (3,326 億円)
水田を活用した農業の持続的な発展に向けた支援の充実	・ 強い農業づくり総合支援交付金 [農林水産省]	202 億円 (120.5 億円)
森林(モリ)ノミクスの加速による森林資源の循環利用の促進	・ 森林整備事業(公共) [農林水産省]	1,489 億円 (1,254 億円)
水産業の成長産業化に向けた支援の強化	・ 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 [農林水産省]	40 億円 (29.5 億円)

III 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和7年度予算額 (令和6年度予算額)
観光産業の持続的な発展に向けた地方への支援の充実・強化	・ 戦略的な訪日プロモーションの実施 [国土交通省]	55 億円 (52.4 億円)
特色ある文化資源を活かした地方創生の推進	・ 舞台芸術等総合支援事業 [文部科学省]	106.2 億円 (94.2 億円)

IV 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和7年度予算額 (令和6年度予算額)
防災・減災、国土強靱化のさらなる推進	・ 防災・安全交付金 [国土交通省]	1兆405 億円 の内数 〔 8,707 億円 の内数 〕
流域治水の着実な推進	・ 治水事業 (国直轄河川整備事業、県河川整備補助事業) [国土交通省]	8,465 億円 (7,129 億円)
保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充	・ 子どものための教育・保育給付交付金 (保育士の処遇改善) [内閣府]	1兆6,954 億円 の内数+事項要求 〔 1兆6,617 億円 の内数 〕
女性活躍に向けた総合的な施策展開	・ 地域女性活躍推進交付金 [内閣府]	7.9 億円 (3 億円)

V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和7年度予算額 (令和6年度予算額)
広域道路ネットワークの早期形成(横軸の整備推進)	・ 直轄道路事業 [国土交通省]	1兆9,013 億円 (1兆5,958 億円)
酒田港の機能強化の推進	・ 港湾整備事業 [国土交通省]	2,914 億円 (2,449 億円)
野生鳥獣の管理及び被害防止対策への支援の拡充	・ 指定管理鳥獣対策事業 [環境省]	30 億円 (2 億円)

(2) 現在検討中・今後検討されるもの【3項目】

<主なもの>

- ・ 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減 など

(3) 未反映または不明のもの【18項目】

<主なもの>

- ・ 工業用水道事業への支援の充実 など

以上

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年10月8日（火）

本会議休憩中（再開）

- 1 会派異動届について
- 2 こども支援・女性若者活躍対策特別委員会委員の辞任について
- 3 人材活用・経済活性化対策特別委員会委員の選任について
- 4 山形県議会定数等検討委員会委員の選任について
- 5 再開後の議事について
- 6 議席及び予算特別委員会委員席について
- 7 決算特別委員会の審査について
- 8 決算特別委員会委員席について
- 9 山形県議会先例集の一部改正について
- 10 その他
- 11 次回議運開催日時
11月6日（水）午前10時
- 12 本会議再開時刻

令和 6 年 10 月 8 日

山形県議会議長 殿

会 派 名 県政クラブ

代表者氏名 木村 忠三

会 派 異 動 届

下記のとおり会派に異動があったので届けます。

記

- 1 会派の名称 県政クラブ
- 2 代表者氏名 木村 忠三
- 3 所属議員数 13 名
- 4 所属議員氏名 (別紙のとおり)

こども支援・女性若者活躍対策特別委員会委員辞任申し出者一覧表

令和6年10月8日

委員会名	所属委員名
こども支援・ 女性若者活躍対策	今野美奈子

人材活用・経済活性化対策特別委員会委員指名表

令和6年10月8日（議席順による）

委員会名	所属委員名
人材活用・ 経済活性化対策 (9)	石川正志 阿部恭平 石塚 慶 阿部ひとみ <u>今野美奈子</u> 佐藤文一 遠藤和典 菊池文昭 柴田正人

※今野美奈子が新たに指名した委員である。

山形県議会定数等検討委員会委員指名表

令和6年10月8日（議席順による）

委員会名	所属委員名
定数等検討 (9)	<u>江口暢子</u> 梅津庸成 青木彰榮 渋間佳寿美 加賀正和 森谷仙一郎 伊藤重成 船山現人 田澤伸一

※江口暢子が新たに指名した委員である。

会 議 順 序 表 (再開後)

[議事日程第5号]

令和6年10月8日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法											
1	<p style="text-align: center;">< 再 開 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども支援・女性若者活躍対策特別委員会委員の辞任について(日程追加) ○ 人材活用・経済活性化対策特別委員会委員の選任について(日程追加) ○ 山形県議会定数等検討委員会委員の選任について(日程追加) <p style="text-align: center;">< 閉 会 ></p>												
2	<p>○ 本会議終了後の日程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">時 刻</th> <th style="width: 30%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 45%;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>決 算 特 別 委 員 会</td> <td>予 算 特 別 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">決 算 特 別 委 員 会 終 了 後</td> <td>人 材 活 用 ・ 経 済 活 性 化 対 策 特 別 委 員 会</td> <td>第 2 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td>定 数 等 検 討 委 員 会</td> <td>議 会 運 営 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	決 算 特 別 委 員 会	予 算 特 別 委 員 会 室	決 算 特 別 委 員 会 終 了 後	人 材 活 用 ・ 経 済 活 性 化 対 策 特 別 委 員 会	第 2 委 員 会 室	定 数 等 検 討 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場											
本 会 議 終 了 後	決 算 特 別 委 員 会	予 算 特 別 委 員 会 室											
決 算 特 別 委 員 会 終 了 後	人 材 活 用 ・ 経 済 活 性 化 対 策 特 別 委 員 会	第 2 委 員 会 室											
	定 数 等 検 討 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室											

議席表

理事者	議長	局長	事務局
			理事者

演壇

速記

10 石塚 慶	9 伊藤 香織	8 鈴木 学
---------------	---------------	--------------

7 阿部 恭平	6 江口 暢子	5 石川 正志	4 松井 愛
---------------	---------------	---------------	--------------

3 橋本 彩子	2 齋藤俊一郎	1 石川 渉
---------------	------------	--------------

21 遠藤 和典	20 相田 光照	19 遠藤 寛明
----------------	----------------	----------------

18 佐藤 正胤	17 相田日出夫	16 佐藤 文二	15 高橋 弓嗣	14 今野美奈子
----------------	-------------	----------------	----------------	-------------

13 梅津庸成	12 阿部ひとみ	11 関 徹
------------	-------------	--------------

32 小松 伸也	31 矢吹 栄修	30 渋間佳寿美
----------------	----------------	-------------

29 柴田 正人	28 能登 淳一	27 五十嵐智洋	26 梶原 宗明	25
----------------	----------------	-------------	----------------	----

24 青木 彰榮	23 高橋 淳	22 菊池 文昭
----------------	---------------	----------------

43 森田 廣	42 田澤 伸一	41 船山 現人	40 伊藤 重成
---------------	----------------	----------------	----------------

39 奥山 誠治	38 榎津 博士	37 森谷仙一郎	36 加賀 正和	35 木村 忠三
----------------	----------------	-------------	----------------	----------------

34 高橋 啓介	33 吉村 和武
----------------	----------------

決算特別委員会分科会構成表（案）

分科会		件名	委員
総務	第一委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳入全部、歳出 総務分科会所管分	五十嵐、小松 江口、今野 梶原、加賀
		令和5年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算	
		令和5年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算	
文教公安	第二委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 文教公安分科会所管分	阿部(ひ)、柴田 齋藤、鈴木 青木、船山
厚生環境	第六委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 厚生環境分科会所管分	遠藤(和)、相田(日) 石川(渉)、橋本 石塚、伊藤(重) <u>(欠員1名)</u>
		令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算	
		令和5年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
		令和5年度山形県病院事業会計決算	
農林水産	第五委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 農林水産分科会所管分	梅津、洪間 佐藤(文)、菊池 高橋(淳)、能登 森谷
		令和5年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算	
		令和5年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算	
		令和5年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算	
商工労働観光	第四委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 商工労働観光分科会所管分	相田(光)、佐藤(正) 松井、阿部(恭) 関、吉村 田澤
		令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算	
		令和5年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	
建設	第三委員会室	議第139号 令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	遠藤(寛)、石川(正) 伊藤(香)、高橋(弓) 木村、煤津
		議第140号 令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		議第141号 令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		議第142号 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		議第143号 令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 建設分科会所管分	
		令和5年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	
		令和5年度山形県流域下水道事業会計決算	
		令和5年度山形県電気事業会計決算	
		令和5年度山形県工業用水道事業会計決算	
		令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計決算	
令和5年度山形県水道用水供給事業会計決算			

山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表

（令和6.10.8議運）

現 行	改 正 案																																																																																																						
<p>別表二 予算特別委員会及び決算特別委員会 （<u>令五・五・二十三議運</u>）</p> <p>1及び2 一略－ 3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会 派 別</th> <th>自由民主党</th> <th>県政クラブ</th> <th>日本共産党 山形県議団</th> <th>公明党</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>9月定例会</td> <td>4</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>12月定例会</td> <td><u>5</u></td> <td>2</td> <td><u>1</u></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2月定例会</td> <td>5</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>19</u></td> <td>10</td> <td><u>2</u></td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>定例会</th> <th>質疑者数</th> <th>質 疑 順 序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、<u>日本共産党山形県議団</u>、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 一略－</p>	会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	計	6月定例会	5	2	1		8	9月定例会	4	3		1	8	12月定例会	<u>5</u>	2	<u>1</u>		8	2月定例会	5	3			8	計	<u>19</u>	10	<u>2</u>	1	32	定例会	質疑者数	質 疑 順 序	6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>日本共産党山形県議団</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	<p>別表二 予算特別委員会及び決算特別委員会 （<u>令六・十・ 議運</u>）</p> <p>1及び2 一略－ 3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会 派 別</th> <th>自由民主党</th> <th>県政クラブ</th> <th>日本共産党 山形県議団</th> <th>公明党</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>9月定例会</td> <td>4</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>12月定例会</td> <td><u>6</u></td> <td>2</td> <td><u> </u></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2月定例会</td> <td>5</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>20</u></td> <td>10</td> <td><u>1</u></td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>定例会</th> <th>質疑者数</th> <th>質 疑 順 序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、<u>自由民主党</u>、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 一略－</p>	会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	計	6月定例会	5	2	1		8	9月定例会	4	3		1	8	12月定例会	<u>6</u>	2	<u> </u>		8	2月定例会	5	3			8	計	<u>20</u>	10	<u>1</u>	1	32	定例会	質疑者数	質 疑 順 序	6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>自由民主党</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	計																																																																																																		
6月定例会	5	2	1		8																																																																																																		
9月定例会	4	3		1	8																																																																																																		
12月定例会	<u>5</u>	2	<u>1</u>		8																																																																																																		
2月定例会	5	3			8																																																																																																		
計	<u>19</u>	10	<u>2</u>	1	32																																																																																																		
定例会	質疑者数	質 疑 順 序																																																																																																					
6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>日本共産党山形県議団</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					
会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	計																																																																																																		
6月定例会	5	2	1		8																																																																																																		
9月定例会	4	3		1	8																																																																																																		
12月定例会	<u>6</u>	2	<u> </u>		8																																																																																																		
2月定例会	5	3			8																																																																																																		
計	<u>20</u>	10	<u>1</u>	1	32																																																																																																		
定例会	質疑者数	質 疑 順 序																																																																																																					
6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>自由民主党</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																					

令和6年度山形県議会地域議員協議会の日程について

	東南村山 地域議員協議会	西村山・北村山 地域議員協議会	最上地域議員協議会	置賜地域議員協議会	庄内地域議員協議会
委員長	奥山誠治議員	能登淳一議員	小松伸也議員	船山現人議員	<u>梶原宗明議員</u>
副委員長	高橋啓介議員	加賀正和議員	石川正志議員	木村忠三議員	<u>高橋 淳議員</u>
開催日時	11月22日(金) 午後2時	11月22日(金) 午前10時	11月22日(金) 午後2時	11月22日(金) 午後2時30分	11月22日(金) 午前10時
開催場所	村山総合支庁 本庁舎	村山総合支庁 西村山地域振興局	最上総合支庁	置賜総合支庁 西置賜地域振興局	庄内総合支庁